

厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額の制定について

1. 趣旨

指定地域密着型サービスのうち、夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）第1号から第3号までの規定にかかわらず、市町村長からの申請に基づき、厚生労働大臣が認めた場合に限り、別に厚生労働大臣が定める報酬を算定することができることとされており、今般、この厚生労働大臣が定める報酬を定めるものである。

2. 告示の概要

別紙のとおり。

3. 施行日

平成19年10月1日

【関係条文】

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）（抄）

- 1 指定地域密着型サービスに要する費用の額は、別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 2 指定地域密着型サービスに要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 3 前2号の規定により指定地域密着型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 4 夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額は、前3号の規定にかかわらず市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の申請に基づき、厚生労働大臣が認めた場合に限り、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定することができるものとする。

別表（略）

厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額の制定について

概要

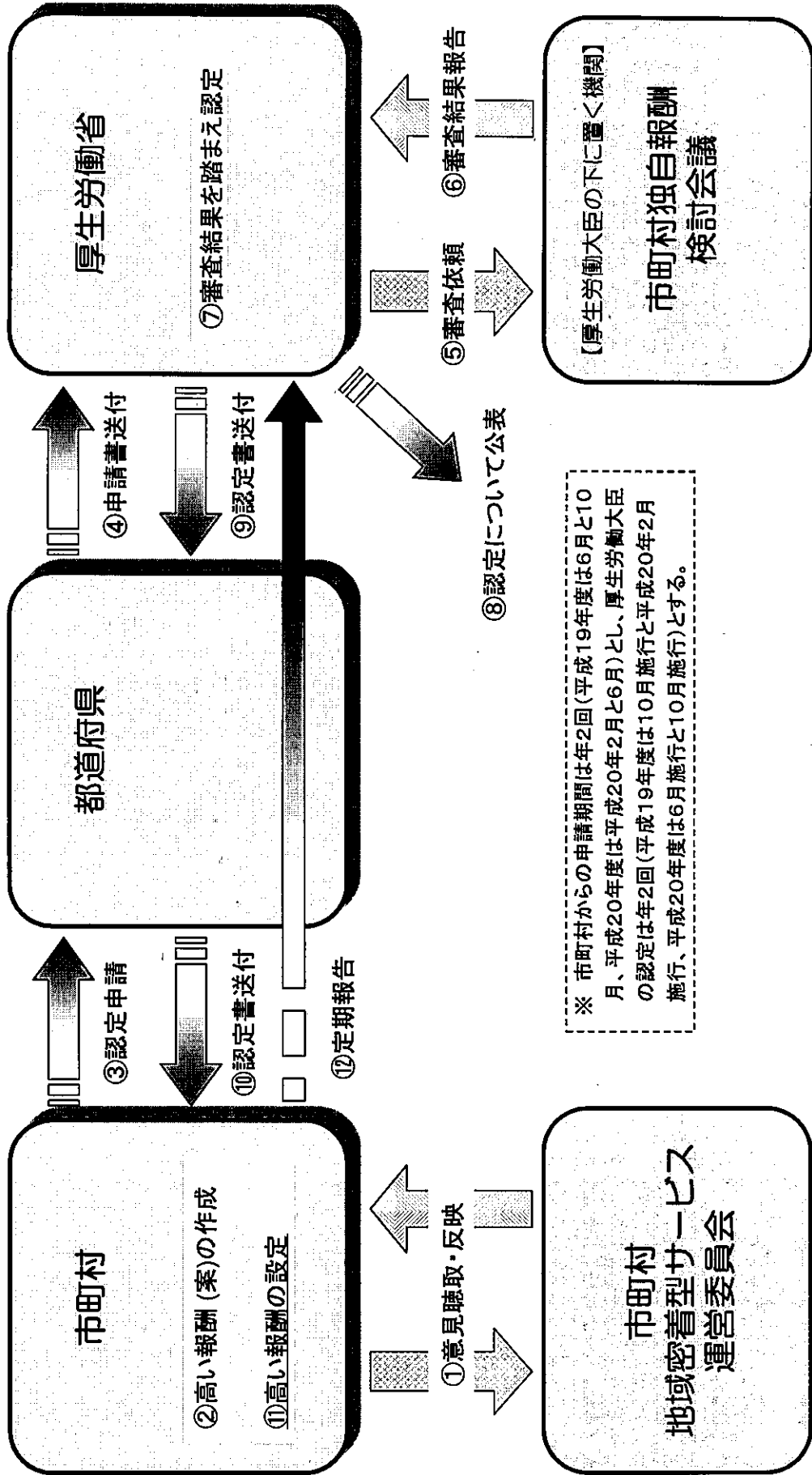
1 夜間対応型訪問介護費

区分	加算単位数	要件
夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	1月につき次のいずれかの単位数 ① 15単位 ② 30単位	次の3要件のうち、1要件を満たすものは①の報酬、2要件以上を満たすものは②の報酬を所定単位数に加算 A 利用者への定期的な状況把握の確保に関する要件 B 地域における支援体制の確保に関する要件 C その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められる要件
	・定期巡回サービス費 ・随時訪問サービス費(Ⅰ) ・随時訪問サービス費(Ⅱ)	専門性の高い人材の確保に関する要件に該当する場合、左記の報酬を所定単位数に加算
夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	1月につき次のいずれかの単位数 ① 100単位 ② 200単位 ③ 300単位	次の4要件のうち、1要件を満たすものは①の報酬、2要件を満たすものは②の報酬、3要件以上を満たすものは③の報酬を所定単位数に加算 A 利用者への定期的な状況把握の確保に関する要件 B 地域における支援体制の確保に関する要件 C 専門性の高い人材の確保に関する要件 D その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められる要件

2 小規模多機能型居宅介護費

加算単位数	要件
1月につき次のいずれかの単位数 ① 500単位 ② 750単位 ③ 1,000単位	次の4要件のうち、Aの要件を必須とし、Aの要件のみを満たすものは①の報酬、Aの要件及びB～Dのうち1要件を満たすものは②の報酬、Aの要件及びB～Dのうち2要件以上を満たすものは③の報酬を所定単位数に加算 A 認知症高齢者と職員とのなじみの関係の確保に関する要件 B 専門性の高い人材の確保に関する要件 C 他の事業者や地域との連携強化に関する要件 D その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められる要件

市町村独自の高い報酬設定までの流れ



※ 市町村からの申請期間は年2回(平成19年度は6月と10月、平成20年度は平成20年2月と6月)とし、厚生労働大臣の認定は年2回(平成19年度は10月施行と平成20年2月施行、平成20年度は6月施行と10月施行)とする。